

富山県認定

平成30年度公募開始

リサイクル製品 ・ エコ事業所



富山県リサイクル認定
シンボルマーク

公募期間 8月20日(月)～10月19日(金)

富山県では、循環型社会づくりに向け、平成14年度から「富山県リサイクル認定制度」により、廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定しています。このたび、平成30年度の公募を次のとおり行いますので、奮ってご応募ください。

(平成27年度に認定されたりサイクル製品・エコ事業所の更新についても、同時に受け付けます。)

認定のメリット

県がホームページ等でPRするほか、

○リサイクル製品

認定証が交付されるほか、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができます。
なお、県では公共工事で認定製品の優先的な利用に努めています。

○エコ事業所

認定証と認定銘板が交付されますので、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としての姿勢をアピールすることができます。

1 応募方法

所定の申請書を平成30年8月20日(月)から10月19日(金)までに、富山県環境政策課へ提出してください。
申請書は、富山県環境政策課のホームページからダウンロードできます。

2 対象

○リサイクル製品

原則として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品

○エコ事業所

廃棄物の減量化や循環的利用など、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる事業所

3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

4 認定の有効期間

3年間

※ なお、期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ

富山県 生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策班

076-444-3140

 富山県